

宮城県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果等について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成21年11月6日

宮城県監査委員 内 海 太
宮城県監査委員 佐々木 敏 克
宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

1 監査委員の報告日

平成21年8月25日

2 通知のあった日

宮城県知事 平成21年9月18日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 宮城第一高等学校

イ 監査委員の報告の内容

光熱水費において、徴収額の誤りが認められたので、適切な債権管理を図るとともに、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

食堂の使用許可に係る電気料の徴収において、電気子メーターの読み違いにより、過年度分の徴収額に誤りがあったもの。

未徴収額（平成14～19年度）

- ・ 正規使用料 2,529,140円
- ・ 既請求額 1,167,068円
- ・ 未徴収額 1,362,072円

ロ 措置の内容

過少請求の報告を受け、学校に対し、未徴収額を確定させ、債務者である宮城県宮城第一高等学校教育振興会会長から食堂経営の委託を受けていた業者に、詳細を説明することを指示した。同振興会会長から支払計画の文書が学校に提出され、平成21年4月から分割納入されている。

再発防止のため、すべての県立高校に対し、電気子メーターの読み取りを複数の職員で行うこと、担当者が替わった際の事務引継ぎを徹底することなどを、事務長会議等で指導した。

(2) 塩釜女子高等学校

イ 監査委員の報告の内容

光熱水費において、徴収額の誤りが認められたので、適切な債権管理を図るとともに、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

食堂の使用許可に係る電気料の徴収において、電気子メーターの読み違いにより、過年度分の徴収額に誤りがあったもの。

未徴収額(平成17～19年度)

- ・ 正規使用料 298,243円
- ・ 既請求額 29,809円
- ・ 未徴収額 268,434円

ロ 措置の内容

上記の金額は、監査時点で認定された額であるが、今回指摘を受けた他の学校と正規使用料及び既請求額の対象となる範囲の整合性を図ると次のようになる。

- ・ 正規使用料 788,912円
- ・ 既請求額 520,478円
- ・ 未徴収額 268,434円(増減なし)

過少請求の報告を受け、学校に対し、未徴収額を確定させ、債務者である宮城県塩釜女子高等学校父母教師会会長から食堂経営の委託を受けていた業者に、詳細を説明することを指示した。同父母教師会会長から、支払計画の文書が学校に提出され、平成21年4月から分割納入されている。

再発防止のため、すべての県立高校に対し、電気子メーターの読み取りを複数の職員で行うこと、担当者が替わった際の事務引継ぎを徹底することなどを、事務長会議等で指導した。

(3) 泉松陵高等学校

イ 監査委員の報告の内容

施設使用料及び光熱水費において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

平成20年7月8日から平成21年1月14日の期間に、学校を外部模擬試験会場として使用を許可したが、施設使用料及び光熱水費を3月にまとめて調定したもの。

- ・ 調定遅延件数 12件

- ・ 調定金額 47,524円
- ・ 調定日 平成21年3月11日

□ 措置の内容

今回指摘された事項については、財務規則に基づき適切な事務処理を行うよう、事務長会議等の際に周知徹底を図ることとした。

(4) 宮城野高等学校

イ 監査委員の報告の内容

光熱水費において、徴収額の誤りが認められたので、適切な債権管理を図るとともに、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

食堂の使用許可に係る電気料の徴収において、電気子メーターの読み違いにより、過年度分の徴収額に誤りがあったもの。

未徴収額(平成14～19年度)

- ・ 正規使用料 3,261,039円
- ・ 既請求額 1,519,899円
- ・ 未徴収額 1,741,140円

□ 措置の内容

上記の金額は、監査時点で認定された額であるが、その後精査の結果、判明した額を加算すると次のようになる。

- ・ 正規使用料 3,488,318円
- ・ 既請求額 1,740,833円
- ・ 未徴収額 1,747,485円(6,345円増)

過少請求の報告を受け、学校に対し、未徴収額を確定させ、債務者である宮城県宮城野高等学校PTA会長から食堂経営の委託を受けていた業者に、詳細を説明することを指示した。そのうち1者分は学校に支払計画の文書が提出され、平成21年4月から分割納入されている。もう1者分は交渉中である。

再発防止のため、すべての県立高校に対し、電気子メーターの読み取りを複数の職員で行うこと、担当者が替わった際の事務引継ぎを徹底することなどを、事務長会議等で指導した。

(5) 白石工業高等学校

イ 監査委員の報告の内容

光熱水費において、徴収額の誤りが認められたので、適切な債権管理を図るとともに、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

食堂の使用許可に係る電気料の徴収において、電気子メーターの読み違いにより、過

年度分の徴収額に誤りがあったもの。

未徴収額（平成14～19年度）

- ・ 正規使用料 2,689,213円
- ・ 既請求額 1,630,891円
- ・ 未徴収額 1,058,322円

□ 措置の内容

過少請求の報告を受け、学校に対し、未徴収額を確定させ、債務者である宮城県白石工業高等学校PTA会長から食堂経営の委託を受けていた業者に、詳細を説明することを指示した。同PTA会長から、支払計画の文書が学校に提出され、平成21年4月から分割納入されている。

再発防止のため、すべての県立高校に対し、電気子メーターの読み取りを複数の職員で行うこと、担当者が替わった際の事務引継ぎを徹底することなどを、事務長会議等で指導した。

(6) 工業高等学校

イ 監査委員の報告の内容

財産の貸付において、使用許可手続が適正に行われていないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

平成20年度に、民間団体が実施した資格検定等の会場として教室を使用させていたが、使用許可手続未了のまま使用させていたもの。

- ・ 手続未了件数 16件

□ 措置の内容

教育財産の目的外使用許可については、教育財産管理規則に基づき手続を行うよう指導してきたところである。

今回、指摘された事項については、平成16年度の教育長通知「外部模擬試験等の取扱いについて」()の主旨を学校側で十分把握していなかったことが原因であった。以後このようなことがないよう関係諸規程に基づき、適正な財産管理事務を行うよう、平成21年6月25日に開催された事務次長会議において、周知徹底を図った。

() 外部模擬試験等の取扱いについて(H16.5.19 教育長通知)

営利を目的としない団体（財団法人等の公益法人又はPTA等の教育活動に密接に関わる団体をいう。）が試験等の実施主体となる場合は、学校を会場として実施することができる。なお、教室等を使用する場合には、教育財産管理規則に基づき、教育財産の目的外使用許可手続を行うこと。